

千葉県君津児童相談所一時保護所 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称:	千葉県君津児童相談所
施設長氏名:	中村 和博
③評価日程	
利用者調査:	2024年11月13日
自己評価:	2024年10月中旬～11月上旬
訪問調査:	2024年12月27日
④総評	
【良い点】 ○「レクリエーションを充実させ、こどもの心身発達の権利を保障する姿勢を職員集団が共有している」 一時保護所として職員の明確な目的意識を共有し、こどもの権利擁護の視点と具体的な対応策を職員間で検討している。特に月1回の所外活動（レクリエーション）の充実に取り組んでおり、公用車やレンタカーの利用、あるいはバスの借り上げにより移動手段を確保し、校外学習として位置づけた様々なレジャー施設への「遠足」を行っている。動物とのふれあいができる場所や思い切り体を動かせる場所を選び、こどもの興味関心を高めようとしているだけでなく、近隣の体育館を会場として運動会を開催し、こどもの健全な発達を心身両面から支えようとする職員の強い思いが感じられる。	
【良い点】 ○「こどもが自らの気持ちを直接伝える機会の充実や内容を記録に残すしくみの確立など、意見表明権の保障に努めている」 今年度からこどもの意見表明等支援事業が開始されており、意見表明等支援員が定期的に一時保護所を訪れ、こどもと直接話をするしくみがスムーズに導入されている。また、こどもの意見聴取等措置についても、こどもが表出した事柄について記録に残すしくみを確立するとともに、援助方針会議の内容も含めて職員間で情報を共有し、こども一人ひとりの状況に適した養育・支援につなげる等、意見表明権の保障に努めている。	
【更なる改善点】 ●「日頃のこどもへの養育・支援場面で職員が判断に迷った場合に○ＪＴやＳＶ等を行うことができるよう、グループリーダーを配置する等、組織体制を強化していくことが望まれる」 こどもの養育・支援ニーズに一時保護所が十分対応することができるように、職員数を増やす等の量的整備が進められている。一方で、勤務経験の浅い職員が日頃、こどもと関わる場面等で判断に迷った場合に○ＪＴやＳＶ等が十分受けられる体制が確保されていない状況は改善が急務である。今後は、新たにグループリーダーを配置する等、職員の育成を担う立場にある職員を配置する等で、こどもの養育・支援体制を強化していくことが望まれる。	
【更なる改善点】 ●「設備や事務手続き等の君津児童相談所一時保護所の環境に応じた、業務手順書の見直しに期待したい」 こどもへの養育支援の基本的な対応等については、国の「一時保護ガイドライン」等を基に、職員全体で共有して取り組んでいる。設備や事務手続き等の君津児童相談所一時保護所の環境に応じた、業務手順書の見直しについて検討し、内容の実効性を高めるとともに標準化への取り組みに期待したい。	

実施状況
【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択
評価基準
s: 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（一時保護所）

共通評価基準（65項目）

I 子ども本位の養育・支援（14項目）

1 子どもの権利保障（NO.1～11）

		第三者 評価結果
[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		a
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明している	○
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
1-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
1-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
【コメント】		
こどもの権利のうち、意見表明権の保障に向けて従来からの意見箱の設置に加えて、今年度から意見表明等支援事業を始めており、事前に趣旨を説明して理解が深まるように取り組んでいる。また、日頃の関わりの中でこどもが有する権利について年齢や理解度に応じて説明し、納得性が高まるように努めている。		
		第三者 評価結果
[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		a
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っている	○
2-2	一時保護中の子どもの意見を聞く場を設けている	○
2-3	聴取した子どもの意見や意向等について、具体的な内容が記録されている	○
2-4	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われている	○
2-5	こどもが外部の第三者に相談できる体制が確保されている	○
2-6	入所中のこどもが利用しやすくなるよう配慮されている	○
2-7	こどもから聴取した意見や意向等について、必要に応じてフィードバックを行っている。	○
【コメント】		
意見表明等支援事業の取り組みが7月から始まり、毎月、こどもが職員以外の第三者と直接話をする機会を用意している。実施状況についてや、こどもからの意見表明があった際の対応等についてフィードバックを受け、一時保護所としての対応方法等を、随時、協議しながら進めている。		

		第三者 評価結果
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		a
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
3-2	一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている	○
【コメント】		
保護開始にあたり、一時保護所の日課等について示した文書等を用意し、丁寧な説明を心がけて進めている。また、こどもの意見聴取等措置として、こどもから聴取した意見については、「意見聴取等の履歴」へ入力して関係する職員全体で共有するしくみが整備されている。		
		第三者 評価結果
[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ている		a
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
【コメント】		
担当の児童福祉司や児童心理司等と適宜、こどもを取り巻く状況について情報共有しながら、こどもから現状や今後の見通し等について話が出た際に、可能な範囲で説明している。なお、ケースワークが思うように進まない時や、措置先がなかなか決まらないこどもについても、今後、積極的に担当者がこどもと面接を行い、状況を説明していく必要を認識している。		
		第三者 評価結果
[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ている		a
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いている	○
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討している	○
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮している	○
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応している	○
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っている	○
【コメント】		
こどもへ一時保護の解除を伝える時期等を慎重に検討しながら取り組んでおり、例えば、こどもと保護者と面談を実施した後等に、こどもが自分の気持ちを日記で記述した場合等を捉え、担当職員が安心できるようなメッセージを添える等、配慮している。		
		第三者 評価結果
[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っている		a
6-1	子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っている	○
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えている	○
【コメント】		
保護解除となった後も、担当の児童福祉司や児童心理司をはじめ、児童相談所として継続して支援をしていくことや、SOSの出し方等についてこどもの理解が進むように丁寧な説明に努めている。家庭復帰となる場合に、保護者に対してもこどもがSOSを出すことを遮らないように十分な説明を行い、理解が進んだうえで保護解除となるように取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われている		b
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	△
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明している	○
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めている	△
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われている	○

【コメント】

過去には一定の安全を確保して自主通学を実現したケースがある他、学校行事に出席できるように体制を整えて実現する等、取り組んでいる。ただし、通学を実現するための人員不足や距離が遠くて交通手段が確保できない等、通学の実現に向けた課題がみられている。

		第三者 評価結果
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われている		a
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している	○
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われている	○
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っている	○

【コメント】

被措置児童虐待防止に関連する研修の受講等を通して、職員の理解が進むように取り組んでいる。また、こどもに対しても、保護開始の際に直接説明するとともに、訴え出る方法についても伝え、情報が埋もれないようにしている。

		第三者 評価結果
[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われている		b
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っている	△

【コメント】

こども同士での暴力やいじめが発生しないように生活場面を見守りつつ、随時、職員間で情報共有し、連携しながら防止に努めている。ただし、受け入れ人数が定員を超過する状況が続いている中で、こども一人ひとりの状況を把握しきれない場面がみられている。また、経験の浅い職員が多く、課内研修で権利侵害がみられた際にこどもとどのように向き合うかを実践的に学ぶ機会の充実が必要と認識しているため、実現が期待される。

		第三者 評価結果
[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われている		a
10-1	入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
10-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしている	○

【コメント】

今年度、文化や慣習、宗教等を理由に、食習慣や日課の変更の希望は出されていない。なお、思想や信教の自由の保障については、国の「一時保護ガイドライン」に沿って対応していくこととしている。

		第三者 評価結果
[No. 11] 性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしている		a
11-1	性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしている	○
【コメント】		
LGBTQに関連する研修を受講する機会を持つ等により、職員がこどもの性的指向及びジェンダーアイデンティティへの配慮について理解が深まるように取り組んでいる。現在のところ、配慮が必要なこどもはいない状況となっている。		

2 養育・支援の基本 (NO. 12~14)

		第三者 評価結果
[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っている		a
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断している	○
12-2	子どもへの接し方、対応は適切である	○
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っている	○
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えている	○
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っている	○
【コメント】		

各職員のこどもへの関わり方について、適切な状態が維持できるように、毎月、課内会議の開催に合わせて所定のチェックシートに基づき自らの言動を振り返る機会を持っている。なお、プライバシーに配慮すべき場面では、建物・設備面の限界がある一方、一人で過ごしたり、クールダウンできる場所を適宜、用意する等、対応している。

		第三者 評価結果
[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っている		a
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促している	○
【コメント】		

こどもが自己表現する機会として、日記を書く時間を用意して職員とやり取りすることが習慣となっている他、行事や学習の時間を通して様々な経験や作品を作り上げる機会を設けている。また、日頃から各職員が「ありがとう、なかよく、みんな笑顔で」というメッセージを活用し、それぞれのこどもが大切な存在であることが伝わるように努めている。

		第三者 評価結果
[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われている		a
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っている	○
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明している	○
【コメント】		

こどもが安心して自らの考え等を伝えることができるように、聞き取りの際には、他のこどもに知られない場所を用意して実施している。また、こどもから聞き取った内容のうち、保護課で判断が難しい場合には、適宜、担当の児童福祉司や児童心理司と情報交換・連携しながら進めている。

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

1 適切な施設・環境整備（NO. 15～17）

		第三者 評価結果
[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されている		b
15-1	一時保護施設の設備及び運営基準における設備の基準等を満たすように配慮している	△
15-2	プライバシーに配慮した居室空間が提供されている	△
【コメント】 こどもの居室は男女別と幼児に区分し、それぞれ多床室となっている。各居室は定員を設けている一方で、保護児童数の増加により、居室の定員を上回るこどもを受け入れざるを得ない状況が続いているため、引き続き、プライバシーに配慮した居室空間を確保していくことが期待される。		
		第三者 評価結果
[No. 16] 一時保護所は、個性が尊重される環境となっている		b
16-1	個性が尊重される日課・ルール・環境となっている	○
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境がある	△
【コメント】 集団生活のなか、それぞれのこどもの個性を尊重した日課とすることが難しい一方、受験を目指す中学3年生や高校生等、一部のこどもについて日課や居室空間を個性が尊重されたものとなるように配慮している。なお、個室の提供については、今後、改修計画を立てて整備を進めていくことが望まれる。		
		第三者 評価結果
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されている		a
17-1	安心して生活できる環境が確保されている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されている	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされている	○
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
17-5	必要な修繕等が行われている	○
【コメント】 建物・設備の老朽化が進んでいる中で、数年前にトイレの改修工事を行う等、出来る範囲で快適な環境となるように取り組んでいる。また、衛生的な環境を維持するために、日頃、職員やこどもが清掃することに加えて、従来から委託業者による清掃も行われている。		

2 管理者の責務 (NO. 18)

		第三者 評価結果
[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされている		b
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っている	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われている	○
18-3	スーパーバイズができています	△
【コメント】		
一時保護課長が配置されており、日頃から一時保護所の運営状況を把握しつつ、適宜、助言・指導を行うとともに、自らもこどもの養育・支援に関わりながら行動している。ただし、職員へのスーパーバイズに集中できる業務量ではないため、今後は、新たにグループリーダーを配置する等により、一時保護所内のスーパービジョン体制を整えていくことが期待される。		

3 適切な職員体制 (NO. 19~25)

		第三者 評価結果
[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されている		a
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されている	○
【コメント】		
一時保護所設備運営基準に定められている職員配置を遵守する形で職員体制を構築し、全体の職員数も計画的に増やしてきている。ただし、休職している職員が複数いる状態もあり、支援現場では人材不足を感じている職員が多い状況のなかで運営が進められている。		
		第三者 評価結果
[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われている		a
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されている	○
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めている	○
【コメント】		
こどもの生活全般を支援することができるように、児童指導員や保育士、看護師、調理スタッフ等を配置している。また、相談援助活動の一貫性を保つために、ITの活用も含めて担当の児童福祉司や児童心理司と情報共有しながら個別性の高い支援となるように努めている。		

		第三者 評価結果
[No. 21] 情報管理が適切に行われている		a
21-1	個人情報適切に取り扱われている	○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されている	○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、可能な限り子どもや保護者の同意を得ている	○
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組を行っている	△
【コメント】		
個人情報の取り扱い方法については、県としてコンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を実施している他、日頃から慎重に取り扱うことを呼びかけている。ただし、一時保護所の職員が個人情報の保護に関する研修受講の機会が少ないことを課題と認識しているため、引き続き、各職員が学びを深めて意識を高め、適切な取り扱いを維持していくことが期待される。		
		第三者 評価結果
[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われている		b
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われている	○
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われている	○
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている	△
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	△
【コメント】		
県の研修や課内研修、外部研修への派遣等、学びの機会を確保している他、メンター制度やブラザーシスター制度を導入して、職員が判断に迷った際等に先輩職員へ相談できるしくみを整えている。ただし、職員一人ひとりの研修履歴等を把握して育成計画を立案するしくみや、スーパーバイズを受けられる体制作りが課題となっているため、今後、整備していくことが期待される。		
		第三者 評価結果
[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われている		a
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがある	○
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切である	○
【コメント】		
引継ぎファイルへの記入により、情報共有・引継ぎが行われている。ICT化を進めており、支援システム上にこどもごとの達成課題が記載され引き継がれている。また、こどもの生活のみならず、こどもの様子の確認など福祉司に情報として共有した方がよいことも引継ぎがなされており、引継ぎがなされた項目がチェックされ、抜けがないように心がけている。		

		第三者 評価結果
[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われている		a
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されている	○
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っている	○
【コメント】		
相談棟と一時保護所の隣接により、相互に連携しやすい環境となっており、実際に、隣接環境を評価する職員の声もみられている。一時保護所での生活上の情報の共有だけでなく、カンファレンス等も開催しやすい環境となっており、定期的に開催している。		

		第三者 評価結果
[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいる		b
25-1	適正な就業状況が確保されている	○
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされている	△
【コメント】		
ストレスチェック、メンタルヘルス講師派遣研修、職員よろず相談窓口の設置など、様々な指導や支援が県からの一時保護所労働環境に関してなされており、希望休日が取れるようになっている。また所内衛生委員会の活動により、メンタルヘルス維持、ハラスメント防止が確認されている。働きやすい環境づくりの整備が心がけられているが、緊急対応や精神的な課題を持つ子どもへの対応により、職員が疲弊しやすい状況は残っている。職員配置数も含め支援体制の厚みを持たせていくことが期待される。		

4 関係機関との連携 (NO. 26~29)

		第三者 評価結果
[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われている		a
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られている	○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制がある	○
【コメント】		
継続して受診できるように一時保護所近隣の病院にて診察を受けている。一方、精神科については保護される前の通院していた病院にいくことが多い。近隣の施設に併設されている病院も利用して、子どもへのケアが進むようになっている。		

		第三者 評価結果
[No. 27] 警察署との連携が適切に行われている		a
27-1	警察署との連携が日頃から行われている	○
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っている	○
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力している	○
【コメント】		
警察署との協力体制がとられている一方、職員からは警察とのさらなる連携を望む声も寄せられている。警察のOBが配置されており、適宜、連絡調整等を担う中、必要な場面での連携がさらにスムーズなものとなっていくことが期待される。		

		第三者 評価結果
[No. 28] 施設や里親等との連携が図られている		a
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮している	○
【コメント】 施設入所や里親委託前にインテークを複数回重ねる等、施設や里親との綿密な連携が行われている。特にこどもの施設措置が決定した後のインテークにあっては、こどもの付き添いや同席を行い、こどもの情報に関して共有を積極的に行っている。また、県立施設での勤務経験がある職員にあっては、その経験が連携時にいかされることもあり、こどもの新たな生活場所での円滑なスタートにつながっている。		

		第三者 評価結果
[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われている		a
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがある	○
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できている	○
【コメント】 児童福祉司を介して学校との連携を図っているため、連携が適宜行われているものの、間接的な連携になっていると感じている。例えば一時保護解除後、児童家庭支援センターでの学習サポートを受けているこどもの様子が保護所職員には見えづらいというようなことがある。児童相談所および一時保護所と関係機関との連携状況について、職員の理解を深めていくことが期待される。		

Ⅲ 一時保健所の運営（26項目）

1 一時保護の目的（No. 30）

		第三者 評価結果
[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっている		a
30-1	理念・基本方針が職員に周知されている	○
30-2	一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっている	○
30-3	入所している子どもの権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重した運営となっている	○
30-4	入所している子どもの権利擁護、子どもの意見又は意向を尊重した支援を実施している	○
【コメント】 児童相談所各課において研修が開催されており、研修には誰でも参加可能となっており、毎月2回程度の開催がある。また県内児童相談所間の交流研修も昨年度から開催されており、今年度からは児童養護施設、児童自立支援施設との職員交換研修が始まっている。また、民間児童福祉施設との交流研修の機会が一時保護所職員には与えられ、国のガイドラインに基づく研修も実施されている。		

2 一時保護所の運営計画等の策定 (N0. 31)

		第三者 評価結果
[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っている		b
31-1	事業計画が策定されている	△
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されている	○
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	△
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがある	△
【コメント】		
所外活動は「所外指導のしおり」が策定されており、年間計画により実施されている。年間行事計画が策定されているが、こどもの入退所頻度が高い一時保護所の特性のため、事業計画の立案が意識されていない面がみられている。一時保護所の特性は考慮しながらも年間での事業計画の策定により、職員の見通しが共有されるような試みがなされることで、精神的負荷の高い一時保護所の職員の精神的な支えになる可能性を模索されたい。		

3 一時保護の在り方 (N0. 32)

		第三者 評価結果
[No. 32] 緊急保護は、適切に行われている		a
32-1	緊急保護が適切に行える環境、体制が取れている	△
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われている	○
【コメント】		
障がい、自閉傾向、医療管理の必要なこどもの安全を確保できない場合にでも受け入れざるを得ない一時保護所であるがゆえに、緊急の受け入れ体制としては完全ではないとの認識がある。特性のあるこどもの受け入れはそれでも進めており、今後、障害のあるこどもの受け入れや里親による一時保護委託などを進め、こどもの安全を確保できるような、一時保護所の人員配置増も含めた具体的な手立てにより、進んでいくことが期待される。		

4 一時保護所における保護の内容 (N0. 33~42)

		第三者 評価結果
[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われている		a
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っている	○
33-2	日課構成は適切に組まれている	○
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援している	○
【コメント】		
日課については基本的にはこれまで大きな変更は行っておらず、こどもからの日課に対する意見もみられていない。時間に余裕がある際には職員が柔軟に対応しており、生活面でのケアがこどもの成長、発達に寄与するように留意している。		

		第三者 評価結果
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されている		s
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されている	○
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮している	○
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいる	○
34-4	遊具や備品について、定期的に点検している	○
【コメント】		
当一時保護所の特徴の一つが所外活動（レクリエーション）となっている状況がうかがえる。立地条件も活かして様々な機会を策定し、こどもの意向を踏まえたレクリエーションを実現しており、一時保護所におけるこどもの権利擁護のあり方の一つとして、所外活動の充実を認識して取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
[No. 35] 子どもの入浴又は清拭が適切に行われている		a
35-1	子どもが清潔を維持することができるよう、適切に入浴又は清拭が行われている	○
【コメント】		
入浴順番を決める際には、アトピーで薬剤塗布が必要な場合、職員が手を掛けないとならないこどもを最初にするなど、こどもの特性により入浴時間への影響が極力生じないように工夫している。また、入浴の順番については、ホワイトボードに掲示されて、こどもが自ら確認できるようになっている。		

		第三者 評価結果
[No. 36] 食事が適切に提供されている		a
36-1	1日3食の食事が提供されている	○
36-2	食事の安全・衛生が確保されている	○
36-3	献立は、できる限り、変化に富み、入所している子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっている	○
36-4	食事アレルギーや個々の子どもの身体的状況及び嗜好状態等に配慮した食事が提供されている	○
36-5	おいしく食事をするための配慮がなされている	○
36-6	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされている	△
【コメント】		
お箸のトレーニングを幼児に対して実施しており、学齢児と一緒に幼児が食べる際には積極的に箸を使うようにしている。食事のしつけの方針については申し送りで共有し、こどもにとって負担が見込まれたとしても箸を使えるように指導をしている。なお、食事についてはメニューの希望は取っていないため、こどもが希望するメニューが食事に反映されるような取組が望まれる。		

		第三者 評価結果
[No. 37] 子どもの衣服は適切に提供されている		a
37-1	衣服の清潔は保たれている	○
37-2	衣習慣が身に付くように支援している	○
37-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしている	△
37-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
37-5	下着を提供する場合は、未使用の下着を提供している	○
【コメント】 衣類は共有せず、専用のもとなっていて、すべてのこどもに衣類の嗜好を反映させることができていないとの認識がある。衣類の選択もまた成長の糧となることを踏まえ、適切な量、こどものニーズに応じた種類を確保することが望まれる。		
		第三者 評価結果
[No. 38] 子どもの睡眠は適切に行われている		a
38-1	就寝・起床時刻は適切である	○
38-2	睡眠環境は適切である	○
【コメント】 寝つきが悪いこどもには職員が個別に対応している。また、保護直後のこどもには積極的に声掛けを行い、巡回を実施しながら個別に対応している。		
		第三者 評価結果
[No. 39] 子どもの健康管理が適切に行われている		a
39-1	子どもの健康状態が把握されている	○
39-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
【コメント】 児童精神科医の確保が難しい状況が続いている一方で、嘱託医は小児科、精神科、歯科医それぞれ配置している。1週間に一度来所していたが、現在は医学診断が必要な場合に来所する形で対応している。		

		第三者 評価結果
[No. 40] 子どもの教育・学習支援が適切に行われている		a
40-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている	○
40-2	在籍校との連携が図られている	○
40-3	通学可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めている	○
【コメント】 原籍校について、職員体制の工夫により学校行事に参加させているが、当児童相談所が担当する圏域を前提にする と、学校への送迎はその時間において職員と子ども双方にとってかなりの負担となる現状がみられる。学習指導につ いては原籍校での状況は児童福祉司が確認しており、一時保護所では学力テストを実施して、学校からのヒアリング 内容を勘案してこどもの学力を評価して、こどもの習熟度に応じた教材を決めている。		

		第三者 評価結果
[No. 41] 未就学児に対しては適切な保育を行っている		a
41-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われている	○
【コメント】 一時保護される未就学児の多くが、幼稚園や保育園に通った経験があり、中庭で遊ぶ時間を確保し、集団で行動する ことができています。		

		第三者 評価結果
[No. 42] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われている		a
42-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
42-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されている	○
42-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されて いる	○
【コメント】 保護所の様子を児童福祉司を通じて、こどもの家族・親族に伝えてもらっている。また、家庭にいた際のこどもの様 子を児童福祉司が職員に伝えるようにしている。		

5 特別なケアの実施 (NO. 43~50)

		第三者 評価結果
[No. 43] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われている		a
43-1	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っている	○
43-2	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われている	○
43-3	PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行ってい る	○
【コメント】 性教育については保護所職員もかかわるが、専門的な領域については児童心理司が協力している。性虐待への対応は 心理司が専門的に対応することとなっている。保護所の職員は時間を設定して面談を行っている。幼児に対しても実 施している。		

		第三者 評価結果
[No. 44] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っている		a
44-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
44-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われている	○
44-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっている	○
【コメント】		
生活場面で他害、自傷等の行為があった際は、行動に至る背景・要因を分析し、職員間で共通理解を図っている。他害、自傷の目撃等により不安を感じている子どもには、担当児童福祉司や児童心理司と情報共有し、個別にフォローをしている。なお、定員超過の際は、タイムアウトやクールダウンをとれるような個室が用意できないことがあり、対応に苦慮している。		
		第三者 評価結果
[No. 45] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っている		a
45-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っている	○
45-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
【コメント】		
無断外出の可能性がある子どもに対しては、声かけの機会を増やしたり、担当職員との面接を多めに実施するなど、不安や不満を表出する機会を設け、未然防止に努めている。また、事前に警察へ情報共有し、無断外出があった際は、速やかに発見ができるように努めている。無断外出から戻ってきた際は、同性職員から心配していたことを伝え、無断外出に至った理由やきっかけと本人の抱えている思いを丁寧に聞き取り、今後の生活について子どもと考えている。聞き取った内容は、担当児童福祉司や児童心理司と情報共有し、多角的にアセスメントしている。		
		第三者 評価結果
[No. 46] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っている		a
46-1	一定の重大事件に係る触法少年と思量される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われている	○
46-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されている	○
46-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○
【コメント】		
重大事件に係る対象の事案はないが、他の子どもと分離して対応できる環境である。また、適切な居室が確保され個別対応で支援できる体制が整っている。		

		第三者 評価結果
[No. 47] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている		a
47-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えている	○
47-2	葬儀等に参加させている	○
47-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っている	○
【コメント】 身近な親族が亡くなった際には、こどもや家庭の状況に合わせて、担当児童福祉司や児童心理司が葬儀やグリーフケア等に対応している。保護課の職員は、こどもの日常生活等で行動の変化がないかや気持ちの吐露があれば傾聴し、整理ができるよう努めている。その状況については、担当児童福祉司・児童心理司と共有している。		
		第三者 評価結果
[No. 48] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		a
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	○
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
【コメント】 虐待を受けたこどもの受入れの際は、事前の情報収集や環境調整をした上で対応している。保健師や看護師の関わりを通して、こどもの状態に応じて医療受診の検討や虐待協力医師への相談等を行っている。落ち着かない時の対応をあらかじめこどもと話し合っておき、必要時は調査課、診断指導課等の職員の協力を得て対応するなどの対策をしている。一時保護所の規模や構造上の問題もあり、こどもにとって十分に安心感を持ってもらうことが難しい面があり、距離感や部屋割りなどを工夫して取り組んでいきたいとしている。		
		第三者 評価結果
[No. 49] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		a
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	○
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
49-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされている	○
【コメント】 障害児の受け入れについては、限られたスペースで不十分な環境であるが、工夫し対応している。一時保護中に歩行困難になった場合には、車椅子対応ができるように整備している。他の子どもには、障害への理解が深まるように働きかけている。なお、身体障害等のこどもの状態に応じて、福祉型や医療型の障害児施設へ一時保護委託をしている。		

		第三者 評価結果
[No. 50] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		a
50-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	○
50-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
50-3	服薬管理や医療行為は適切に行われている	○
【コメント】		
健康上配慮が必要なこどもの受け入れは、入所前に留意が必要な事項や服薬、ケアが必要なのかを確認し、看護師を中心に健康管理をしている。服薬はダブルチェック等で、誤薬や飲み忘れがないように努めている。なお、服薬の手順を明記した手順書等の作成に期待したい。急病、怪我等の緊急時と夜間、休日等の連絡先が一覧表であり、緊急時の対応が明確になっている。		

6 安全対策 (NO. 51~53)

		第三者 評価結果
[No. 51] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっている		a
51-1	無断外出があった場合の対応は明確になっている	○
51-2	無断外出の未然防止に努めている	○
【コメント】		
無断外出発生時の対応は、職員間で協力し所内や周辺を搜索し、発見できない時は警察へ連絡を迅速に行っている。無断外出の防止に向け、こどもに各職員が声かけをしているが、丁寧に対応しても無断外出を繰り返すこどももあり、その都度警察に連絡している。医療と連携もしているがそれでも繰り返すため、職員の疲労蓄積や関係機関との関係調整に困難が生じる場合がある。近年、このような困難ケースが増えている傾向があり、対応に苦慮している。		

		第三者 評価結果
[No. 52] 災害発生時の対応は明確になっている		a
52-1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成している	○
52-2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
52-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている	○
【コメント】		
避難訓練は実施計画に基づき、毎月実施している。消防署との防災訓練も実施している。防災訓練実施後は報告書を作成しているが、対応力向上のために反省点の記載に期待したい。		

		第三者 評価結果
[No. 53] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっている		a
53-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられている	○
53-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっている	○
【コメント】		
感染症の予防のために、保健師より年2回、感染症対応の仕方について実技も取り入れた予防教育を実施している。また、毎月の衛生委員会で感染症対策を議題にし周知しており、発生時の対応等が明確になって取り組んでいる。		

7 質の維持・向上 (NO. 54, 55)

		第三者 評価結果
[No. 54] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっている		b
54-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
54-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われている	△
54-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがある	○
54-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われている	○
【コメント】		
国の「一時保護ガイドライン」等を、職員全体で共有して取り組んでいる。また、こどものアプローチで見直しが必要な事項については、職員間で確認をしている。なお、ハード面も含め所により留意点に差異があり、内容の実効性を高めるためにも、業務手順書の見直しに期待したい。		

		第三者 評価結果
[No. 55] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがある		a
55-1	自己評価が定期的に行われている	○
55-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われている	○
55-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われている	○
55-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっている	○
【コメント】		
養育・支援の向上のために、毎月、課内会議の前に自己点検を行い支援の振り返りをしている。また、県の人事評価制度で、組織目標を踏まえた個人目標を設定し、上司と対話を重ねながら年度末に振り返りと実績確認をしている。		

IV 一時保健所における子どもへのケア・アセスメント（6項目）

1 アセスメントの実施（NO. 56, 57）

		第三者 評価結果
[No. 56] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されている		a
56-1	一時保護を行う時点で収集できる、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できている	○
56-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えている	○
【コメント】		
保護開始にあたってのこどもの生活に必要な情報については、児童福祉司、児童相談員と連携し収集している。特に所属での集団適応の情報は漏れがないよう留意している。また、アレルギー、服薬状況等の健康面の確実な情報収集に努めている。		

		第三者 評価結果
[No. 57] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定している		a
57-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われている	○
57-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されている	○
【コメント】		
一時保護してから2～3週間以内にケースカンファレンスを行っている。カンファレンスの内容を援助方針会議で報告し、援助方針を決定している。		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施（NO. 58, 59）

		第三者 評価結果
[No. 58] 援助指針に沿った個別ケアを行っている		a
58-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われている	○
【コメント】		
一時保護にあたり背景を把握し、こどもの観察点を明らかにして取り組んでいる。受理会議、ケースカンファレンス、援助方針会議等でこどもの状況について共有し、必要な対応を行っている。		

		第三者 評価結果
[No. 59] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えている		a
59-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っている	○
59-2	子どもの変化に応じた支援が行われている	○
59-3	保護解除のタイミングや方針について、一時保護所の職員から意見を伝えている	○
【コメント】		
日々の行動観察を通して、アセスメントしている。こどもの変化やトラブルについては、口頭での引継ぎや観察会議をもとに状況を共有し、支援につなげている。必要最低限の保護期間になるよう努めているが、支援方針が決定しても入所施設に空きがない等で、やむを得ず長期化している現状である。		

3 子どもの観察 (NO. 60, 61)

		第三者 評価結果
[No. 60] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われている		a
60-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っている	○
60-2	子どもの行動観察の結果を記録している	○
【コメント】		
こどもの日常の全生活場面において行動観察を行って記録している。行動観察の結果は、日々の伝達やカンファレンスで担当児童福祉司、児童心理司と共有している。		

		第三者 評価結果
[No. 61] 観察会議が適切に実施されている		a
61-1	職員は、業務引継を適切に行っている	○
61-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われている	○
【コメント】		
日々の業務引継でこどもの行動観察の状況を共有している。週1回、保護課職員による観察会議を実施し、会議結果をカンファレンスで担当児童福祉司、児童心理司と共有している。		

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

1 開始手続き (NO. 62, 63)

		第三者 評価結果
[No. 62] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われている		a
62-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われている	○
【コメント】		
保護開始後速やかにインテークを行い、こどもや保護者の必要な情報を得ようとしている。インテーク時に確認できなかった情報は、担当児童福祉司と連携し収集している。生活に必要な衣類、物品は貸与または支給している。私服については、洗濯しても縮まない服は持ち込み可としている。		

		第三者 評価結果
[No. 63] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われている		a
63-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	○
63-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮している	△
63-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われている	○
63-4	合理的な理由がある場合に、やむを得ず子どもの所持する物の持込みを禁止する場合は、その理由を子どもに十分説明し、理解を得ている	○
【コメント】		
こどもの所持物は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」、国の「一時保護ガイドライン」に沿って適切に対応している。こどもにとってなじみのある物は、入所後の健康観察期間に限られるが所持できるようにしている。なお、個人の物が共有されないように、記名だけでなく写真等で記録する等の工夫が必要としており、対応に期待したい。		

2 解除手続き (NO. 64, 65)

		第三者 評価結果
[No. 64] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されている		a
64-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしている	○
64-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいる	○
【コメント】		
一時保護中に得られた子どもと家族に関する情報や支援状況は、担当児童福祉司を通して個別支援会議等で関係機関に伝え共有している。施設入所、里親委託時にはインテークに同席し養育者と情報共有し、子どもの情報をフェイスシートに記載し伝えている。		
		第三者 評価結果
[No. 65] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われている		a
65-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還している	○
65-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われている	○
【コメント】		
入所時に預かっている子どもの所持物は、所持物一覧表で確認し返還している。返還にあたっては、解除後のトラブルを避けるため、子どもまたは保護者に受け取りサインを記入してもらっている。なお、一時保護中に作成した絵や工作物等の作品は、持ち帰っている。		